

令和5年度

城陽市カーボンニュートラル補助金について

目的

城陽市カーボンニュートラル補助金交付要綱に基づき、カーボンニュートラル（温室効果ガスの排出量と吸収量とを均衡させること）に向けた取り組みを実践する市民に対し、予算の範囲内において、下記に係る費用の一部を補助するものです。

★注意★

- ※ 受付は申請順で行います。
- ※ 予算の範囲内での事業となりますので、予算の上限額に達した時点で受付終了となります。
- ※ 申請は1つの補助対象事業につき、1回限りです。

補助対象事業

- 1 雨水タンクの設置
- 2 住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置
- 3 住宅窓の断熱改修

補助金交付の流れ

交付申請書等の申請書類一式を揃えて環境課窓口へ提出してください。

※ 購入前、工事前に事前申請等は不要です。

（令和5年度から雨水貯留施設設置事業の購入前の事前相談は不要です。）

※ 対象設備の購入者は申請者本人又は申請者と同一の住所に居住する者であることが必要です。

※ 補助対象事業により提出書類が異なります。詳細は各事業の説明をご確認ください。



申請書類をもって審査します。



補助金の交付が適当と認められるときは、交付決定通知書を環境課から送付します。



交付決定通知書と同送の請求書の様式に必要事項をご記入のうえ、環境課窓口へ提出してください。

※ 交付決定通知書の通知の日から、14日以内に環境課窓口へ提出

※ 雨水タンク設置事業は、広報ステッカーを貼った雨水タンク設置後の写真、アンケートと併せて提出



指定の口座へ補助金を振り込みます。



1 雨水タンクの設置

【補助対象者】

- 城陽市内に住所を有する者
- 市税を滞納していない者（交付申請時に市税調査に同意をいただきます。）
- 一戸建て住宅への設置であること（借家の場合も申請可能です。）
- 過去に当該補助を受けていないこと（城陽市雨水貯留施設設置補助金を含む）

【補助対象となる設備等の要件】

雨水タンク

- 貯留容量が80リットル以上
- 密閉型であること
- 市販品であること
- 新品であること
- 展示販売用として購入したものでないこと

【補助対象経費】

- 雨水タンク本体と雨どいの分岐接続に必要な付属品の購入に要する費用（税込）

★注意★

- ・設置、運搬、手数料等の費用及び架台等の附属品の購入費用は補助対象になりません。

【補助額】

補助対象経費の4分の3（千円未満の端数切り捨て）

上限額：2万1千円

【申請方法】

雨水タンクの設置完了後、以下の書類を環境課に提出してください。

- 城陽市カーボンニュートラル交付申請書
- 雨水タンク設置後のカラー写真及び配置図（設置後の雨水タンクを正面から撮ったもの）
※ 交付申請書等の提出時
… 広報ステッカーを貼っていない雨水タンク設置後の写真を提出
交付決定通知書の送付後
… 広報ステッカーを貼った雨水タンク設置後の写真を提出
(交付申請書等の提出時に環境課窓口で広報ステッカーをお渡ししますので、請求書の提出の際に、併せて提出をお願いします。)
- 雨水タンクの製品名及び貯留容量等が記載された書類
(例：購入時についてくる取扱い説明書や保証書に記載されている商品の仕様欄のコピー)
- 領収書及び明細書の写し ※レシート不可
※ 雨水タンク本体と雨どいの分岐接続に必要な付属品の金額がわかるもの
※ 個人に付与されたポイント・クーポンを使用して購入されたものはその分を差し引いた金額が補助対象経費となります。
- 借家の場合、所有者の承諾書（必須）

【申請期限】

雨水タンクの購入日より3か月以内



2 住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置

【補助対象者】

- 城陽市内に住所を有する者
- 市税を滞納していない者（交付申請時に市税調査に同意をいただきます。）
- 一戸建て住宅への設置であること（所有し、居住する住宅であること）
- 過去に当該補助を受けていないこと（城陽市住宅用蓄電池システム等設置補助金を含む）

【補助対象となる設備等の要件】

住宅用太陽光発電システム

太陽電池モジュールを利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備で、電力会社と系統連系するシステム

※ 公称最大出力の合計値が2kW以上であるものに限ります。

住宅用蓄電池システム

住宅用太陽光発電システムと常時接続し、電力を充放電できる蓄電池及び電力変換装置で構成される設備で、電力を供給するために設置するシステム

- 住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの同時設置であること

★注意★

以下の場合は補助対象となりません。

- ・既にどちらかの設備が設置されている住宅に、もう一方の設備を新たに設置する場合。（ただし、「太陽光発電システムの増設+蓄電池設備の新設」は対象となります。）
- ・借家等、自己が所有していない住居に設置した場合。
- ・設置する住宅の総床面積の2分の1以上が店舗等として使用されている場合。

【補助対象経費】

住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電池システムの購入及び設置に要する費用（税込）

【補助額】

以下の①・②・③の合計額。（上限額14万円）（設置費用等の総額の2分の1以内）

①基本額1万円

②住宅用太陽光発電システム

太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（1kWで表した値）×1万円（上限額4万円）

③住宅用蓄電池システム

蓄電容量（1kWhで表した値）×1万5千円（上限額9万円）

【申請方法】

工事が終了し、電力会社との電力受給契約完了後に、以下の書類を環境課に提出してください。

城陽市カーボンニュートラル交付申請書

当該設備の設置状況が確認できるカラー写真及び配置図

※ 太陽光パネルの写真は枚数が確認できるもの、太陽光の配置図は公称最大出力の合計値が確認できるもの

※ 蓄電池の写真は設置状況が確認できるもの、型番及び容量が確認できるもの

電力会社との電力受給契約の内容が記載された書類

当該設備の設置費用の内訳のわかる領収書及び明細書の写し
又は融資を受けたことを示す書類及び明細書の写し

蓄電池の容量が確認できる資料（パンフレットの写し等）



【申請期限】

電力会社との電力の受給を開始した日から3か月以内

3 住宅窓の断熱改修

【補助対象者】

- 城陽市内に住所を有する者
- 市税を滞納していない者（交付申請時に市税調査に同意をいただきます）
- 一戸建て住宅への設置であること（所有し、居住する住宅であること）

【補助対象となる設備等の要件】

- ガラス・窓及びそれと不可分な部材の製品
- ガラス若しくは窓の交換、又は既存の窓の内外に新たに窓を設置したもの
 - 交換、又は設置を行う製品の熱貫流率が $4.65\text{W}/\text{m}^2\cdot\text{K}$ 以下のもの
 - 市内に事務所又は事業所を置く事業者に発注した事業であること

★注意★

- ・全面リフォームにより、窓の位置やサイズが変わった場合も補助対象になります。

【補助対象経費】

ガラス又は窓の購入に要する費用、ガラス若しくは窓の交換又は窓の設置に要する費用（税込）

【補助額】

補助対象経費の10分の1（千円未満端数切り捨て）

上限額：5万円

【申請方法】

工事完了後に、以下の書類を環境課に提出してください。

- 城陽市カーボンニュートラル交付申請書
- 工事完了報告書
- 施工箇所全ての施工後のカラー写真及び施行箇所を示した間取り図
- 交換したガラス若しくは窓、又は既存の窓の内外に新たに設置した窓の熱貫流率が記載された製品カタログ、仕様書等
- 窓の断熱改修に係る当該設備の設置費用の内訳のわかる領収書及び明細書の写し
又は融資を受けたことを示す書類及び明細書の写し

★注意★

- ・令和5年4月1日以降に発注した工事であることが必要です。
- ・新規に設置した窓は補助対象なりません。

【申請期限】

工事完了日から3か月以内

